

課 長	課長補佐	グループ長	課 僚	担 当

磐田市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月16日（金） 午後3時00分から
- 2 開催場所 ワークピア磐田 第一会議室
- 3 出席委員

1番 白澤 禎一	2番 松野 恒男	3番 鈴木 浩孝
4番 赤塚 高石	5番 岸間 千乃	6番 安田 博俊
7番 伊藤 真人	8番 大箸千賀子	9番 榊原 茂
10番 鈴木 敏一	11番 河島 直明	12番 田中 昌孝
13番 平井 俊治	14番 新村 隆	15番 稲垣 明久
16番 鈴木 康司	17番 栗倉 高利	18番 石野 計美
19番 竹森 公彦		
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第18号 農地法第3条の規定による許可について
 - 議案第19号 農地法第4条の規定による許可について
 - 議案第20号 農地法第5条の規定による許可について
 - 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について【利用権移転】
 - 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第14号 農地法第4条の1第8項の規定による届出について
 - 報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 事務局出席者 川島課長 新井主幹 水野主査 寺田主事
- 7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから7月定例会を開会いたします。在任委員19名全員が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、12番 田中 昌孝委員、13番 平井 俊治委員を指名します。議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の水野さんを指名いたします。

議 長)

それでは、議事に入ります。議案第18号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局より説明を求めます。

事 務 局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第18号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和3年7月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「見付 []」、地目畑、面積 []^mです。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、つくば市 []、 []、譲受人は、見付 []、 []、自作地 []^mです。

譲受人は、路地野菜の栽培を行う専業農家です。自宅近傍の当地の贈与を受け、経営基盤の安定化を図りたく、申請するものです。取得後は、露地野菜の栽培を行う計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号2番、豊岡地区、申請地「下野部 []」、地目田、面積 []^m外 []筆、合計面積 []^mです。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、静岡市駿河区 []、 []外 []名、譲受人は、下野部 []、 []、自作地 []^mです。

譲受人は、野菜及び水稻の栽培を行う専業農家です。自作地及び自宅近傍の当地の贈与を受け、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。取得後は、甘藷やイチョウ等を栽培する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号3番、豊岡地区、申請地「神増 []」、地目畑、面積 []^mです。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都練馬区 []、 []、譲受人は、神増 []、 []、自作地 []^m、借入地 []^m、貸付地 []^mです。

譲受人は、水稻及び野菜の栽培を行う専業農家です。借入地近傍の当地の贈与を受け、経営基盤の安定化を図りたく、申請するものです。取得後は、海老芋を栽培する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と名前を言ってから発言をするようお願いいたします。

(質問、意見なし)

他に質問等もないようですので、採決を取ります。議案第18号「農地法第3条の規定による許可について」につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第19号「農地法第4条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書3ページをご覧ください。

議案第19号「農地法第4条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和3年7月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、鎌田地区、申請地「鎌田■■■■■」、地目畑、面積■■■㎡です。申請人は、鎌田■■■■■、■■■■■、転用目的は、宅地進入路、宅地、雑種地■■■■■㎡及び5条同時申請地■■■㎡併用で、併用地内に既存住宅■■棟があります。

申請人は、申請地■■側で家族で居住していますが、自宅への進入路が狭く、大変不便をしているため、進入路を確保するため転用したく、申請するものです。

進入路の規模等、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透及び■■側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を越えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

質問等もないようですので、採決を取ります。議案第19号「農地法第4条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書4ページをご覧ください。

議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年7月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「見付■■■■■」、地目畑、面積■■■■■㎡です。賃貸借による権利設定の案件です。

賃貸人は、見付■■■■■、■■■■■、賃借人は、浜松市浜北区■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、普通車■■台分の来客用、普通車■■台分の店舗用駐車場、宅地■■■■■㎡併用で、併用地内に店舗■■棟があります。

申請人は、浜松市内に本店住所を置き、■■■■■の経営を営む法人です。近年、来客者の増加に伴い、駐車場が不足していることから、新たに駐車場を整備したく、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は■■側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、相当数の街区を形成していることから、第2種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号2番、北部地区、申請地は「大久保■■■■■」、地目畑、面積■■■■■㎡です。使用賃貸による権利設定の案件です。使用貸人は、大久保■■■■■、■■■■■、使用借人は、大久保■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、普通車■■台分の■■■■■駐車場です。

申請人は、申請地区の■■■■■代表者です。申請地■■側、地区集会所がありますが、駐車場が狭く会合時は大変混雑し支障をきたしているため、駐車場を確保したく、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は■■側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、周辺土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

議案書5ページをご覧ください。

次に、整理番号3番、北部地区、申請地「笠梅■■■■■」、地目畑、面積■■■■■㎡外■■筆、合計面積■■■■■㎡です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、岩井■■■■■、■■■■■外■■名、譲受人は、笠梅■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、大型車■■台分の作業用車両、普通車■■台分の営業用車両及び普通車■■台分の従業員用駐車場、調整池■■■■■㎡、緑地■■■■■㎡、通路外■■■■■㎡で、宅地■■■■■㎡、雑種地■■■■■㎡、原野■■■■■㎡及び山林■■■■■㎡併用です。

申請人は、市内に本店住所を置き■■■■■法人です。今回、事業拡張に伴い現在の敷地内の駐車場部分に新たに■■■■■を建設することになり、駐車場敷地が不足したため、新たに駐車場を確保したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は申請地内に設置される調整池で流量を調整し■■■■■側水路に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

本案件につきましては、市の土地利用対策委員会の承認、地元自治会の承諾を得ています。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

整理番号4番、北部地区、向笠竹之内■■■■■、■■■■■、使用借人は、浜松市東区■■■■■、■■■■■、■■■■■外■■■■■名、転用目的は、分家住宅■■■■■棟■■■■■m²、車庫■■■■■棟■■■■■m²です。

申請人は、浜松市内の賃貸住宅に居住していますが、家財道具も増え、住居が手狭になったため、自己用住宅を建築したく、■■■■■に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に見切りを新設し、生活排水は、■■■■■側市道埋設の下水道に放流、雨水は、■■■■■側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、祖父所有の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号5番、北部地区、申請地「向笠竹之内■■■■■」、地目畑、面積■■■■■m²外■■■■■筆、合計面積■■■■■m²です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、向笠竹之内■■■■■、■■■■■、譲受人は、一言■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、大型車■■■■■台分の業務用駐車場で砕石敷きです。山林■■■■■m²併用で、併用地内には大型車■■■■■台分及び普通車■■■■■台分の既存駐車場があります。

申請人は、市内に本店住所を置く■■■■■法人です。申請地■■■■■側及び■■■■■側に、既存の事業用駐車場がありますが、事業拡張に伴い事業用車両の駐車場が不足しているため、駐車場を確保したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場等の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は敷地内の水路に集水し、■■■■■側水路に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、既存敷地の拡張に該当し、代替性となる土地もないことから、許可相当と判断いたします。

議案書6ページをご覧ください。

次に、整理番号6番、北部地区、申請地「勾坂上■■■■■」、地目畑、面積■■■■■m²外■■■■■筆、合計面積■■■■■m²です。賃貸借の権利設定の案件です。

賃貸人は、勾坂上■■■■■、■■■■■外■■■■■名、譲受人は、池田■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、砂利採取です。

申請人は、市内に本店住所を置き、■■■■■法人です。骨材資源確保のため、良質な砂利層が期待できる当地で、許可日から■■■■■年間の砂利採取のため、一時転用したく、申請するものです。

砂利の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に見切版を設置、雨水は側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

事前審査会において、砂利採取後の農地復元の確実性や埋戻土の内容について意見がございましたが、農地復元後の当初は申請者の関連企業が耕作を実施し、作物の良好な生育を確認後に地権者に返却する予定です。また、埋戻土も可能な限り良質土での埋戻しを行うとの回答がされています。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。工事完了後は、利用できる農地に復元する誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号7番、申請地「鎌田」、地目畑、面積㎡外筆、合計面積㎡です。通行地役権による権利設定の案件です。使用貸人は、鎌田、使用借人は、鎌田、転用目的は、宅地進入路で、宅地、雑種地㎡、4条許可申請地㎡併用で、併用地内に既存住宅棟があります。

申請人は、申請地側に家族で居住しています。自宅への進入路が狭く、自動車の通行に不便をしているため、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

進入路の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は既存水路に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号8番、西南地区、申請地「小島」、地目畑、面積㎡です。使用貸借による権利設定の案件です。使用貸人は、小島、使用借人は、豊島、外名、転用目的は、分家住宅棟㎡です。

申請人は、市内の借家に、家族で居住しています。今後の生活の安定を図るため、自己用住宅を建築したく、祖父に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は、側法定外道路埋設の下水道に接続、雨水は既設共同排水管を通じて側市道を横断し、道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書7ページをご覧ください。

整理番号9番、竜洋地区、申請地「海老島」、地目田、面積㎡です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、海老島、譲受人は、平間、転用目的は、ドックラン及び飼い主による犬の訓練施設で芝敷き、普通車台分の来客用駐車場で碎石敷きです。

申請人は、市内に本店住所を置き、法人です。事業規模拡大のため、新たにドックランの運営を始めたく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側には見切り、周囲には高さ2mのメ

ツッシュフェンスを新設、雨水は地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と考えること。

事前審査会では、周辺は耕作道に使用されており、通行には注意が必要との意見が出されましたので、事業者には十分注意するよう伝えています。

また、受付や料金等は北側建物の一部を借用する計画と聞いています。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

整理番号10番、竜洋地区、申請地「掛塚■■■■■」、地目田、面積■■■■■m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、掛塚■■■■■、■■■■■、譲受人は、掛塚■■■■■、■■■■■、転用目的は、普通車■■台分の■■■■■駐車場で、砕石敷きです。

申請人は、申請地区の■■■■■代表者です。地区集会所の駐車場が狭く、会合時等に駐車場が不足し大変混雑し支障をきたしているため、駐車場を確保したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場等の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と考えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号11番、豊田地区、申請地「加茂■■■■■」、地目田、面積■■■■■m²です。使用貸借による権利設定の案件です。使用貸人は、加茂■■■■■、■■■■■、使用借人は、鎌田■■■■■、■■■■■、転用目的は、店舗、■■■■■棟■■■■■m²、普通車■■台分の来客用駐車場、普通車■■台分の従業員用駐車場です。

申請人は、市内の■■■■■に勤務していますが、独立して店舗を持ちたく、■■■■■に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

店舗の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雑排水は、■■■■■側道路埋設の下水道に接続、雨水は■■■■■側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と考えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号12番、豊田地区は、許可申請書の取消願が提出されました。

次に、整理番号13番、豊田地区、申請地「東原■■■■■」、地目畑、面積■■■■■m²です。使用貸借による権利設定の案件です。使用貸人は、東原■■■■■、■■■■■、使用借人は、東原■■■■■、■■■■■、転用目的は、分家住宅■■棟■■■■■m²です。

申請人は、結婚後もお互いの実家に居住していますが、今後の生活基盤の安定のため、自己用住宅を建築したく、父に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側には擁壁、土留めを新設、生活排水は、合併浄化槽を介し、雨水とともに■■■■■側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と考えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外にあたる、集落のにじみ出しに該当し、■の所有農地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号14番、豊田地区、申請地「上新屋■」、地目田、面積■㎡です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、一言■、■、譲受人は、上新屋■、■、転用目的は、普通車■台分の従業員用駐車場で、砕石敷きです。

申請人は、申請地南東側に本店住所を置き、■法人です。従業員用駐車場として借りている土地を所有者から返還を求められ、駐車場が不足するため駐車場を整備したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は■側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書8ページをご覧ください。

整理番号15番、豊田地区、申請地「下本郷■」、地目畑、面積■㎡です。賃借権の設定案件です。

賃貸人は、下本郷■、■外■名、賃借人は、下本郷■、■、転用目的は、普通車■台分の自己用駐車場です。

申請人は、申請地■側に家族で居住しています。車両の増加に伴い駐車場が不足しているため、駐車場を探していたところ、所有者から当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療機関があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号16番、豊岡地区、申請地「神増■」、地目畑、面積■㎡です。使用貸借による権利の設定案件です。

使用貸人は、松之木島■、■、使用借人は、福田■、■外■名、転用目的は、分家住宅■棟■㎡、物置■㎡です。

申請人は市内の賃貸住宅に家族で居住していますが、子どもも生まれ、住居が手狭になったため、自己用住宅を建築したく、■に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側には土留めを新設、生活排水は、■側道路埋設の下水道に接続、雨水は■側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の医療機関があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号17番、豊岡地区、申請地「平松■」の一部、地目畑、面積■㎡です。賃借権の利設定の案件です。

賃貸人は、平松■■■■、■■■■、賃借人は、浜松市中区■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、転用目的は、普通車■■台分の作業員用駐車場、砕石敷きで、■■■■までの一時転用です。

申請人は、浜松市内に本店住所を置き、■■■■法人です。申請地■■側で受注しています、■■■■工事に伴い、作業員用駐車場が不足するため駐車場を確保したく、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は■■側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号18番、豊岡地区、申請地「掛下■■■■」、地目畑、面積■■■m²外■■筆、合計面積■■■m²です。賃借権の利設定の案件です。

賃貸人は、平松■■■■、■■■■外■■名、賃借人は、浜松市中区■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、転用目的は、仮設事務所■■棟■■■m²、普通車■■台分の作業員用駐車場、砕石敷きで、■■■■までの一時転用です。

申請人は、浜松市内に本店住所を置き、■■■■法人です。申請地■■側で受注しています、■■■■工事に伴い、仮設事務所と作業員用駐車場が不足するため確保したく、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

仮設事務所等の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は■■側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。工事完了後は、利用できる農地に復元する誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

■■■■)

2点伺いたいと思います。

1点目は、整理番号4番の案件ですが、案内図を見るとハウスが建っているように見えるが、周辺農地への影響はないのか。

2点目は整理番号6番の砂利採取の案件ですが、農地復元後は一定期間、事業者の関係農業法人が耕作をし、その後は地権者に返還されるとの説明があったが、現在も不耕作となっている農地である、継続して営農され

るか心配である。

事務局)

1点目は、既にハウスは取り除かれて不耕作となっていますので、周辺への影響は少ないと考えています。

2点目は、事業者の関連農業法人がキャベツの栽培を実施し、順調な栽培が確認後に地権者に変換する計画となっています。事務局では基本的には事業完了後10年間の利用権設定を実施するよう指導しています。

会長)

周辺には、大規模にキャベツの栽培を実施している、若手農業者もいるので、この事業者に限らず規模拡大を考えている方に耕作していただくのが良いのではないかと考えています。

議長)

他に質問等もないようですので、採決を取ります。議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」を議案として上程します。

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書9ページをご覧ください。

議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画を決定することについて審議を求めます。

令和3年7月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権移転分は、岡●●●、地目畑、面積●●●m²外●●筆、合計面積●●●m²です。移転をする者は、袋井市●●●、●●●外●●名、移転を受ける者は、議案書のとおりです。豊岡●●●、●●●外●●名です。

遠州中央農業協同組合の転貸分です。農地利用集積円滑化事業により移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。

以上で事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。

以上で、農地法の審議を終了いたします。

続きまして、農業委員会への届出並びに通知が提出されておりますので、報告第 10 号から報告第 12 号までを一括して事務局から報告願います。

事務局)

議案書 10 ページから 12 ページをご覧ください。

報告第 13 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」、このことについて、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和 3 年 8 月 16 日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号 1 番、西南地区、届出地「上岡田 ■■■■■」、地目 田、面積 ■■■ m²外 ■■■ 筆、合計面積 ■■■ m²です。被相続人は、上岡田 ■■■■■、■■■■■、相続人は、上岡田 ■■■■■、■■■■■を含め、■■ 件の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書 11 ページをご覧ください。

報告第 14 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和 3 年 7 月 16 日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号 1 番、北部地区、届出地は「見付 ■■■■■」、地目 畑、面積 ■■■ m²外 ■■■ 筆、合計面積 ■■■ m²です。

届出者は、見付 ■■■■■、■■■■■です。転用目的は、自己用住宅の届出を含め、■■ 件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書 12 ページから 17 ページをご覧ください。

報告第 15 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和 3 年 7 月 16 日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号 1 番、北部地区、届出地「見付 ■■■■■」、地目 畑、面積 ■■■ m²です。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、社山 ■■■■■、■■■■■、譲受人は、見付 ■■■■■、■■■■■、転用目的は、宅地進入路を含め、所有権移転の案件 ■■■ 件、使用貸借権の案件 ■■■ 件、合計 ■■■ 件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書 16 ページをご覧ください。

報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、次のとおり報告する。

令和3年7月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

整理番号1番、北部地区、土地の所在「向笠竹之内[]」、地目畑、面積[]㎡です。賃貸人は、向笠竹之内[]、[]、賃借人は、大久保[]、[]、貸人の都合のための解約を含め、[]件の通知を受理しましたので、報告いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

ただいまの報告第13号から第16号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了（午後3時55分）

協議事項

なし

報告事項

なし

連絡事項

委員・推進委員合同研修会について
ウンカ発生状況・対策について

終了（午後3時55分）

上記のとおり決する。

農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人